

第1 少年非行の概況

1 概況

令和4年中に警察が検挙・補導した非行少年は206人で、前年に比べ53人（20.5%）減少した。非行少年のうち、

- ・ 犯罪少年は172人で、前年に比べ31人（15.3%）減少
- ・ 触法少年は34人で、前年に比べ21人（38.2%）減少
- ・ ぐ犯少年は0人で、前年に比べ1人減少

した。

また、不良行為少年は1,645人で、前年に比べ12人（0.7%）増加した。

第1表 令和4年中の検挙・補導状況

| 区分 | 年次等 | 人員 | | 増減 | |
|--------|------|-------|-------|-----|--------|
| | | 令和4年 | 令和3年 | 数 | 率(%) |
| 非 | 行 | 206 | 259 | -53 | -20.5 |
| | 少年 | | | | |
| | 犯罪少年 | 172 | 203 | -31 | -15.3 |
| | 刑法犯 | 148 | 172 | -24 | -14.0 |
| | 特別法犯 | 24 | 31 | -7 | -22.6 |
| | 触法少年 | 34 | 55 | -21 | -38.2 |
| | 刑法犯 | 29 | 45 | -16 | -35.6 |
| | 特別法犯 | 5 | 10 | -5 | -50.0 |
| | ぐ犯少年 | 0 | 1 | -1 | -100.0 |
| 不良行為少年 | | 1,645 | 1,633 | 12 | 0.7 |

2 非行少年及び不良行為少年の推移

過去10年間の推移を見ると、非行少年は増減を繰り返しているものの減少傾向である。不良行為少年は減少傾向であったが、令和4年中は増加に転じた。

平成25年を100とした指数で見ると、令和4年は次のとおりである。

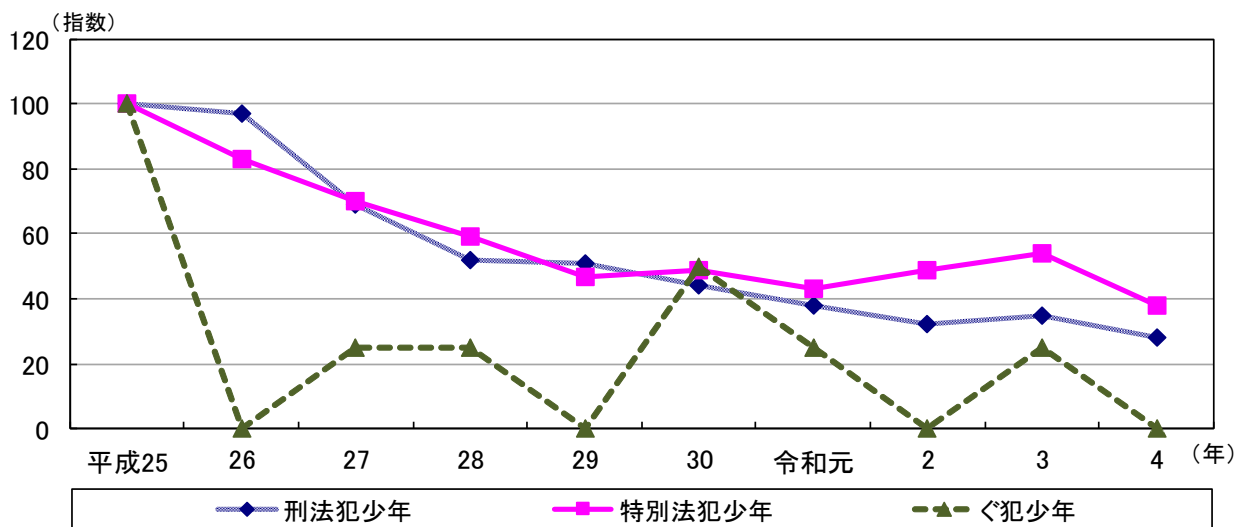
- ・ 刑法犯少年…………… 28
- ・ 特別法犯少年……… 38
- ・ ぐ犯少年…………… 0
- ・ 不良行為少年……… 21

第2表 非行少年及び不良行為少年の10年間の推移

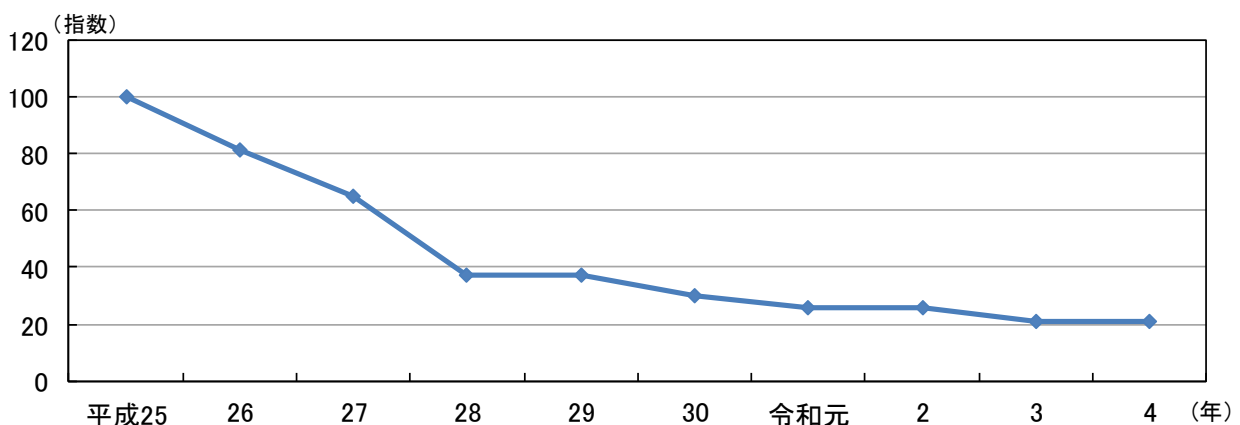
| 区分 | 年次 | 平成25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元 | 2 | 3 | 4 |
|------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 非 行 少 年 | 刑法犯少年 | 625 | 605 | 433 | 322 | 321 | 272 | 237 | 197 | 217 | 177 |
| | 指数 | 100 | 97 | 69 | 52 | 51 | 44 | 38 | 32 | 35 | 28 |
| | 特別法犯少年 | 76 | 63 | 53 | 45 | 36 | 37 | 33 | 37 | 41 | 29 |
| | 指数 | 100 | 83 | 70 | 59 | 47 | 49 | 43 | 49 | 54 | 38 |
| | ぐ犯少年 | 4 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 指数 | 100 | 0 | 25 | 25 | 0 | 50 | 25 | 0 | 25 | 0 |
| 不良行為少年 | | 7,747 | 6,305 | 5,061 | 2,887 | 2,886 | 2,350 | 2,001 | 1,989 | 1,633 | 1,645 |
| 指数 | | 100 | 81 | 65 | 37 | 37 | 30 | 26 | 26 | 21 | 21 |

第1図 非行少年及び不良行為少年の10年間の推移

<非行少年>



<不良行為少年>



3 令和4年中の少年非行の傾向

(1) 刑法犯少年

ア 検挙・補導人員の減少

刑法犯少年は177人で、前年に比べ40人（18.4%）減少した。前年に比べ、全国では増加したのに対して、三重県では減少した。

イ 刑法犯（触法少年を除く。）人口比の減少

県内の刑法犯少年の人口比は1.5で、前年に比べ0.3ポイント減少した。これは、全国の人口比と比較して低い数値であった（人口比とは、少年人口1,000人当たりの検挙人員をいう。）。

ウ 学職別では高校生が約4割

学職別では、高校生が65人（36.7%）で最も多く、次いで、中学生が51人（28.8%）であった。

エ 依然として初発型非行が非行の中心

初発型非行（万引き、オートバイ盗、自転車盗、占有離脱物横領）で検挙・補導した少年は81人で前年に比べ22人減少し、刑法犯少年全体の約5割を占めた。

オ 街頭犯罪の検挙・補導人員の約5割が少年

街頭犯罪（路上強盗、自動車盗、ひったくり、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい、オートバイ盗、自転車盗）で検挙・補導した少年は42人で、成人を含めた街頭犯罪の検挙・補導人員のうち、少年の割合は約5割を占めた。

(2) 特別法犯少年

ア 検挙・補導人員の減少

特別法犯少年は29人で、前年に比べ12人（29.3%）減少した。

イ 全特別法犯検挙人員中に占める少年の割合は減少

成人を含めた全特別法犯検挙人員（579人）中に占める特別法犯少年（触法少年を除く。）の割合は4.1%で、前年に比べ2.7ポイント減少した。

ウ 学職別では高校生が5割以上

学職別では、高校生が15人（51.7%）で最も多く、次いで中学生が6人（20.7%）であった。

エ 迷惑防止条例違反は全体の3割以上

法令別では、迷惑防止条例違反で検挙・補導した少年は9人（31.0%）で最も多かった。

オ 児童買春・児童ポルノ禁止法違反は全体の2割以上

児童買春・児童ポルノ禁止法違反が7人（24.1%）で、全体の2割以上であった。

カ 薬物違反で検挙・補導した少年は、麻薬及び向精神薬取締法違反が1人（3.4%）であった。

(3) ぐ犯少年

ぐ犯少年として通告・送致した少年は0人で、前年に比べ1人減少した。

(4) 不良行為少年

ア 補導人員の減少

不良行為少年として補導した少年は1,645人で、前年に比べ12人(0.7%)増加した。

イ 学職別では高校生が約6割

学職別では、高校生が957人(58.2%)で最も多く、次いで、有職少年が302人(18.4%)であった。

ウ 深夜はいかいと喫煙で全体の約9割

行為別では、深夜はいかいが1,015人（61.7%）で最も多く、次いで喫煙が441人（26.8%）であり、両行為で補導人員の約9割を占めた。